

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の正しいかかり方



ご確認ください！健康保険が使えるのはこんなとき

はり・きゅうの場合

慢性病で医師による適当な治療手段がない場合に限り、健康保険が使えます。

医師が交付する
施術への「同意書」が必要です。

対象となる傷病

- 神経痛
 - 五十肩
 - リウマチ
 - 腰痛症
 - 頸腕症候群
 - 頸椎捻挫後遺症
- ※神経痛・リウマチ等と同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては、上記以外でも認められることがあります。

あんま・マッサージ・指圧の場合

医療上、施術を必要とする症例に限り、健康保険が使えます。

医師が交付する
施術への「同意書」が必要です。

対象となる傷病

- 筋麻痺
 - 関節拘縮
 - など
- ただし、可動域の拡大等、症状の改善を目的としていること。

ご注意ください！

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術は、医師が同意した場合に限り保険適用となるため、単に本人が希望して受ける場合は健康保険の対象とはなりません。

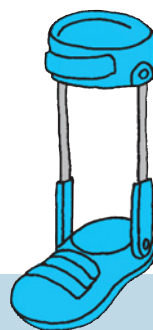


療養費支給の対象となる治療用装具とは？

医師の指示に基づいて作製した治療用装具は、費用の一部を「療養費」として健保組合に請求することができます。健保組合では、厚生労働省が定めた支給基準に則して審査を行い、支給の可否を判断します。

【対象となる治療用装具の例】

- 関節用装具、コルセット
- 小児弱視等の治療用として用いる眼鏡およびコンタクトレンズ(9歳未満のみ対象)
- 四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等
- 症状固定前の練習用仮義足 など



治療用装具の療養費支給基準

- 保険診療の範囲内での医療処置で対処することができない場合に、医師が治療のために必要と認めた装具であること
- 患部に直接作用し、原因疾患の解消を目的としたものであること
- 原則として、患者の身体に合わせてオーダーメイドで作製されたものであること
- 症状固定前(治療中)であること

療養費は支給が確約されているものではありません

たとえ医療機関や装具作製業者から「健保から還付金をもらえる」と言われていても、上記の原則を満たさない場合は、支給することができません。

けんぽだより

ご家庭へお持ち帰りください

2018年・夏号

ヤマザキマザック健康保険組合

〒480-0197 愛知県丹羽郡大口町竹田一丁目131番地 TEL 0587-95-1178 FAX 0587-94-0112

平成29年度決算をお知らせします

当健康保険組合の平成29年度決算が去る7月4日に開催された組合会において承認され、決定いたしました。

平成29年度は収入総額23億4,053万5千円、支出総額18億5,803万7千円で、収支差引額4億8,249万8千円でしたが、経常収支差引額でも3億2,638万8千円の黒字となりました。

黒字になった要因は保険料収入が予算を大きく上回ったことなどにありますが、来年平成31年度は、高齢者医療制度への拠出金が大幅に増えるため2億円近くの赤字となる見込みであり、予断を許しません。

みなさんにおかれましては、家族ともども健康管理にご留意いただきますようお願いいたします。

一般勘定

	科 目	決算額(千円)	1人当たり額(円)
収入	保険料(調整保険料含む)	2,173,768	583,248
	国庫負担金収入	512	137
	繰入金	100,230	26,893
	国庫補助金収入	35,871	9,625
	財政調整事業交付金	20,963	5,625
	雑収入	9,191	2,466
	収入合計	2,340,535	627,994
支出	事務費	23,504	6,306
	保険給付費	899,780	241,422
	納付金	795,006	213,310
	前期高齢者納付金	317,550	85,203
	後期高齢者支援金	448,922	120,451
	病床転換支援金	2	1
	退職者給付拠出金	28,527	7,654
	老人保健拠出金	5	1
	保健事業費	108,601	29,139
	財政調整事業拠出金	29,538	7,925
	連合会費	797	214
	積立金	810	217
	雑支出	1	0
	支出合計	1,858,037	498,534
	収入支出差引額	482,498	129,460
	経常収入支出差引額	326,388	87,574

決算の基礎となった数字

●平均被保険者数	3,727人
男	3,228人
女	499人
●平均標準報酬月額	389,811円
男	417,933円
女	202,643円
●平均年齢	41.16歳
男	40.87歳
女	43.09歳
●被扶養者数	3,956人
●扶養率	1.07人
●保険料率	(標準報酬月額の)千分の95.0
事業主	千分の47.5
被保険者	千分の47.5

〈科目の説明〉

- ◆国庫負担金収入：健康保険事業の事務に要する費用に対し、国から交付される補助金
- ◆国庫補助金収入：特定健診・特定保健指導の費用に対し、国からの補助金や高齢者医療への納付金等の概算増に対する補助金
- ◆財政調整事業交付金・拠出金：財政窮迫組合への支援や高額医療給付にあてるため、健康保険組合連合会に「財政調整事業拠出金」として拠出。一方で、高額医療給付に対して「財政調整事業交付金」を受ける

介護勘定

	科 目	決算額(千円)	1人当たり額(円)
収入	介護保険料収入	207,724	113,448
	繰越金	30,000	16,384
	国庫補助金受入	2,170	1,185
	雑収入	1	1
	収入合計	239,895	131,019
支出	介護保険納付金	194,011	105,959
	支出合計	194,011	105,959
	収入支出差引額	45,884	25,060

決算の基礎となった数字

●介護保険第2号被保険者数	2,712人
●介護保険第2号被保険者たる被保険者数	1,831人
●平均標準報酬月額	426,090円
●介護保険料率	千分の16.50
事業主	千分の 8.25
被保険者	千分の 8.25

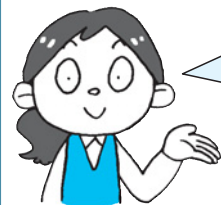
平成30年
8月から

70歳以上の高額療養費・ 高額介護合算療養費の 自己負担限度額が引き上げに

標準報酬月額28万円以上の現役並み所得区分を3段階に細分化し、自己負担限度額が下表のように引き上げられます。「現役並み」の区分では、高額療養費の外来(個人ごと)の限度額が廃止されます。また、標準報酬月額26万円以下の「一般」の区分については外来の自己負担限度額が引き上げられます。

			高額療養費		高額介護合算療養費
区分			70歳以上の自己負担限度額※1（世帯ごと）／月額		70歳以上の自己負担限度額※1 ／年額（8月1日～翌7月31日）
			外来（個人ごと）／月額		
現役並み	Ⅲ	標準報酬月額 83万円以上	252,600円+（医療費－842,000円）×1% 〈140,100円〉		212万円
	Ⅱ	標準報酬月額 53万～79万円	167,400円+（医療費－558,000円）×1% 〈93,000円〉		141万円
	Ⅰ	標準報酬月額 28万～50万円	80,100円+（医療費－267,000円）×1% 〈44,400円〉		67万円
一般		標準報酬月額 26万円以下	18,000円 （年間上限 144,000円）	57,600円 〈44,400円〉	56万円
Ⅱ 住民税非課税			8,000円	24,600円	31万円
Ⅰ 住民税非課税 （所得が一定以下）				15,000円	19万円※2

〈 〉は直近12ヵ月間に同じ世帯で3ヵ月以上高額療養費に該当した場合の4ヵ月目以降の金額です。



「現役並み」の区分Ⅰ、Ⅱの人は、窓口支払い時に「限度額適用認定証」を提示すると、区分に応じた自己負担限度額までの支払いで済みます。

※1 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担額に70歳以上の限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に70歳未満の限度額を適用。

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険分は19万円、介護保険分は31万円の限度額を適用。

予告 平成30年度 秋の健康ウォーク を実施します

(健保連愛知連合会と共催)

10月6日(土)
犬山市で開催!

おもな見どころ

- 犬山城下町
- 針綱神社
- 犬山城
- 中山道鶏沼宿
- など



テーマパークを歩こう!! IN 東山動植物園を 開催します! (労働組合協賛)

ご家族だけで
の参加も
大歓迎!

この秋も「テーマパークを歩こう!! in 東山動植物園」を開催します。園内で使える金券やゴール賞など、ご家族揃って楽しめる特典もご用意しておりますので、ふるってご参加ください。

開催日：平成30年11月10日(土)
場所：東山動植物園
(地下鉄東山線「東山公園」駅から徒歩3分)
※駐車場には限りがあります。
公共交通機関をご利用ください。

詳細は改めてご連絡いたします。



特定健診・特定保健指導って なんだっけ?

特定健診・特定保健指導は、生活習慣の積み重ねによって起こる「メタボリックシンドローム」の予防を重視した健診・保健指導です。

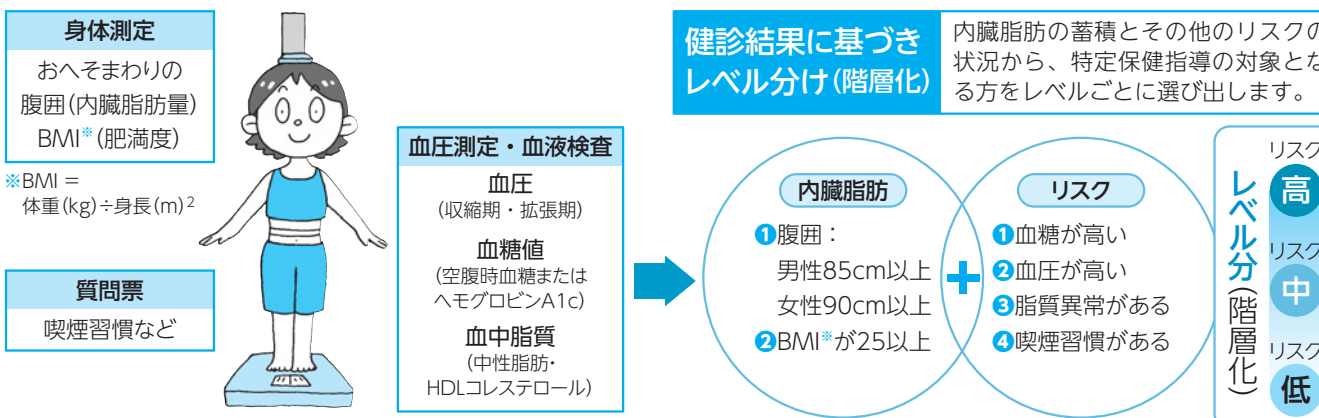
平成20年度からすべての健保組合で実施が始まり、平成30年度からは第3期がスタートしています。



40歳以上の人は 特定健診を受けましょう

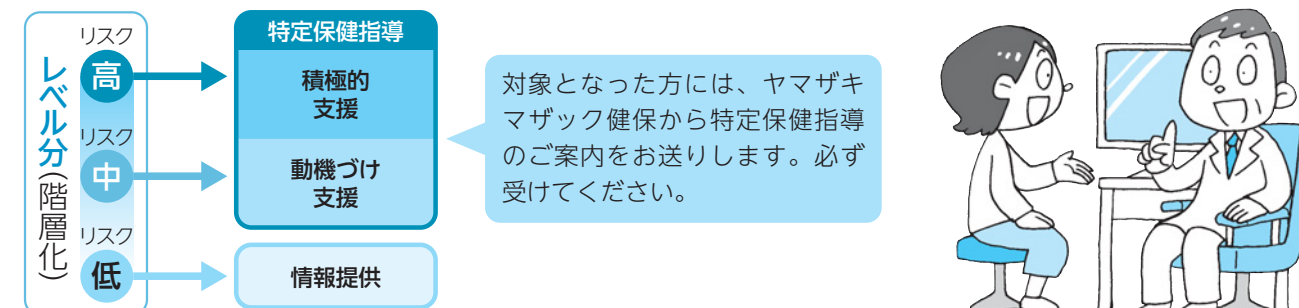
被保険者は「定期健診」「人間ドック」の受診、

被扶養者は「人間ドック」「巡回主婦健診」の受診で特定健診の受診となります。



特定健診の結果、対象となった方は 特定保健指導を受けましょう

生活習慣病のリスクに応じて、特定保健指導を実施します。



特定健診・特定保健指導の実施は健保の義務!! 実施率によるペナルティーが厳しくなります

第3期を迎えた特定健診・特定保健指導は、全保険者の実施率が公表されるだけでなく、平成30年度からは特定健診の受診率や、特定保健指導の実施率が基準に満たない(右記参照)健保組合にはペナルティーとして国に納める後期高齢者支援金(高齢者医療制度を支えるための拠出金)が加算される仕組みになります。さらにこのペナルティーの基準や加算率は平成30年度から段階的に引き上げられる予定になっています。みなさんの保険料負担をこれ以上増やさないためにも、特定健診・特定保健指導の対象者の方は必ず受けるようにしてください。

